

国際物流拠点産業集積地域の経緯

| | |
|----------|--|
| 1959年10月 | 米軍統治下、沖縄における最初の自由貿易地域が設置される。 |
| 1972年5月 | 本土復帰し、沖縄振興開発特別措置法によって沖縄自由貿易地域制度が法制化 |
| 1987年12月 | 那覇市鏡水の一部が自由貿易地域として指定を受ける。 |
| 1988年7月 | 自由貿易地域の供用開始 |
| 1998年4月 | 自由貿易地域の制度拡充・強化（投資税額控除・関税の選択課税制度創設） |
| 1999年3月 | 中城湾港新港地区の一部（うるま市）が特別自由貿易地域として指定を受ける。 |
| 2002年4月 | 沖縄振興開発特別措置法に替わって、新たに沖縄振興特別措置法が制定され、自由貿易地域制度は新法に継承 |
| 2012年4月 | 沖縄振興特別措置法の改正により、新たな特区制度として国際物流拠点産業集積地域が創設される。 自由貿易地域及び特別自由貿易地域は同制度に発展的に統合され、「那覇地区」、「うるま地区」となる。 |
| 2013年2月 | 新たに「那覇空港地区」、「那覇港地区」が指定を受ける。 |
| 2014年4月 | 沖縄振興特別措置法が改正され、地域指定等の権限が知事へ移譲されたほか、税制措置の要件緩和、対象事業の追加などが行われる。 |
| 2014年6月 | 県は、国際物流拠点産業集積計画を定め、那覇地区、那覇空港地区、那覇港地区を、那覇市を始めとする5市に拡大した「那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区」、及び、うるま地区を中城湾港新港地区に拡大した「うるま・沖縄地区」を国際物流拠点産業集積地域と指定。 |
| 2022年8月 | 沖縄振興特別措置法の改正に伴い、新たに国際物流拠点産業集積計画を定め、「うるま・沖縄地区」に「仲嶺・上江洲地区」、「平安座地区」、「池武当地区」を指定した。 |